

令和４年度 第２回丹波市地域福祉計画推進協議会 会議録

|     |                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 令和５年２月13日（月）午後２時                                                                                                                                                                                                  |
| 場 所 | 丹波市役所本庁第２庁舎 ２階ホール                                                                                                                                                                                                 |
| 出席者 | 田中会長、谷口副会長、松尾委員、須藤委員（代理）、熊野委員、田口委員、澤村委員、衣笠委員、寺内委員、足立委員、辻本委員、小松委員、大野委員、八尾委員、余田委員、細見委員 計16名                                                                                                                         |
| 欠席者 | 開田委員、大西委員 計２名                                                                                                                                                                                                     |
| 内 容 | １ 開会<br>２ あいさつ<br>３ 報告事項<br>（１） 前回会議において、次回報告することにした点について<br>① 25地区への地域福祉計画の周知<br>② 重点施策の評価資料（計画書本編62ページ）の表記修正<br>４ 協議事項<br>（１） 計画の進捗状況について<br>① 重点施策の評価指標<br>② 重点施策以外の評価<br>５ 意見交換<br>６ その他<br>（１） 次回の日程<br>７ 閉会 |

１ 開会（事務局）

２ あいさつ

３ 報告事項

（１） 前回会議において、次回報告することにした点について

[事務局]

会議次第の３報告事項の（１）前回会議において、本日の会議で報告するようにしておりました２点について事務局から報告を申し上げます。

まず、１点目は①25地区への地域福祉計画の周知。これにつきましては、この地域福祉計画が策定された当時、どういう意味でこういう計画が立った、そして、これからどういう街の姿になっていくんだということを市民の皆さんにもご理解いただいた上で、いろんな政策を推進していこうというものでございます。それがなかなかできていないというような状況を踏まえて、25地区に対しての計画の周知について、内容を報告させていただきます。

[事務局]

それでは、次第の（１）①25地区への地域福祉計画の周知ですが、資料はお手元にはございませんので、口頭になりますがご報告をさせていただきたいと思います。

前回の会議におきまして、この地区への計画周知についてご質問をいただいております。この件につきましては、この計画を進めるにあたっては互助を一番に考える計画としていることから、地域の皆様にも自分のことということをご認識いただけるように、地区への説明をすることとしておりました。

しかしながら、コロナ禍でもあり、25自治協議会のうちの1自治協議会のみ実施となっているのが現状でございます。

こちらにつきましては、前回もご報告させていただいた通りとなっています。令和4年度におきましては地域支えあい推進員の方々が地区への説明会などで、地域福祉計画に関することもお話をいただいているところではございますが、令和5年度におきましては、介護保険課、市民活動課、社会福祉課の担当の職員が25自治協議会を回らせていただいて、まずはそれぞれの会長様、推進員の方、支えあい推進会議などについて進めていこうとしている地域福祉計画の内容についてご説明をしたいと考えております。

その後に、自治協議会の理事会など地区の方々が集まれる機会にもう一度お話をしてほしいという言葉いただきましたら、再度ご説明に行かせていただきたいと来年度考えているところでございます。

また、自治協議会への説明につきましては、社会福祉協議会の職員様とも一緒に取り組みができればと考えておりますので、その辺りは今後調整を図りたいと考えているところです。

続いて、②重点施策の評価指標(計画書本編62ページ)の表記修正ということで、こちらの方は資料の5ページから6ページをご覧いただきたいと思います。

(資料③の説明)

[田中会長]

報告事項ということで、25地区への地域福祉計画の周知、それから重点施策についての表のタイトルを「地域特性を活かした介護・福祉分野における多職種・他機関の連携と協働」を「ライフステージに対応した自立支援活動の充実強化」に改めるということで、担当の方から説明を受けました。これについてご意見はございますか。

(意見なし)

#### 4 協議事項

[田中会長]

それでは、協議事項の計画の進捗状況について、①重点施策の評価指標、資料4について説明をお願いします。

[事務局説明]

[田中会長]

ありがとうございました。それぞれ重点施策について、説明いただきました。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

[委員①]

質問は大枠に分けて3点、評価に対する改善への提案が2点あります。

最初にご報告がございました7ページのライフステージに対応した自立支援活動の充実強化ということ、それから具体的な取り組み内容と成果課題という風にそれぞれの施策について、アウトカムの部分の評価を取り入れて具体的にになってきたというところについては評価したいなと思います。

その上で、重点施策のライフステージの部分と福祉基盤作りの中の伴走型相談支援体制の整備というところについては、ご報告の中にあったように、類似している項目と課題がよく似通っているというところから質問させていただきたいなと思います。

その1点目についてですが、よく出てくる伴走型相談支援体制という言葉ですが、この基盤整備の中では、伴走支援という意味合いがどういう内容で使われているのか、意味的に捉えにくかったところがあります。

その中でも13ページにある取り組み方式の中に、専門職による伴走支援ではなくという言葉が出てきていて、それが地域における出会い、学びの場を作り出すという意味合いを言われているとすると、伴走型支援という内容の中に、行政関係機関に今度住民も入れて構築したいということと捉えていいのかどうかという質問が1つです。

それから2つ目に、ライフステージに対応したというところについては、これまでの縦割の部分の横断的な部分、共同支援になるような形に捉え直して、というところで、支援を必要とする方に寄り添い、伴走できる相談体制を整えられていると思います。

その中で福祉まると相談の内容でいくと、これまでのお話では、福祉まると相談窓口として本庁に1つ作った。それから、もう1つは社会福祉法人の部分でよろずおせっかい相談所を福祉計画の中で出されてきているのですが、そこに対する部分の内容は、この基盤整理の中だけで言われているので、繋がり支援というところでの共同の仕組みのところしていくと、そこにさらに地域支えあい推進委員がよろずおせっかい相談所、サテライトつなぎを作ったとなっているのですが、そうすると、丹波市でどれくらいまると相談的なことができる箇所がどう増えたのか、この中では分かりづらいので、それをお知らせいただけたら、というのが2点目です。

それから3点目ですが、地域包括支援センターのところで、地域包括ケアシステム推進会議が元々どういう感じなのかというのと、具体的に検討した内容はどのような分析の仕方を教えていただけたら嬉しいなという3点です。

[事務局]

まず1点目、ライフステージに対応した支援活動の強化というところでの基盤づくりの件です。

伴走型の相談支援体制というのが、比較的、専門職を中心とした伴走型という使い方がよく使われるのですが、確かにここではそれもあっていますが、やはり地域との関わりを持って、そして繋がり、そして市民と合わせて、先ほど委員①が言われたように行政

もそうですし、関係する支援機関もそうですし、そして住民と協同しながら、伴走型の支援を行うという考え方で整理をしているのが、地域福祉計画の元だと考えております。そういう意味では、専門職だけでなく、ということで、ご理解いただきたいと思います。まず1点目は以上でございます。

2点目は、横断的な協働による支援というところで、特に市内でまると相談的な相談を受けられる機関がどれくらい増えたかという話だったと思うのですが、健康福祉部の行政機関においては、令和2年4月から福祉まると相談窓口設置をしました。

一旦まると受け止める、断らないという考え方ですので、現在ここに集中してくるところはございます。ただ、同じように、社会福祉法人のよろずおせっかい相談所や、もしくは地域で既に設置されているようなよろずおせっかい相談所サテライト、いわゆる地域の相談窓口との繋がりは確かにありますが、丸ごとそこで一旦受け止める状態までにはなかなか機能的には、うまくいってないというところが現実でございます。

ですので、今のところは窓口として成立はしておりますが、やはりつなぎというところが中心となって、地域から福祉まると相談にしっかり繋がっていくという形を今現在行っておりますので、そういう意味で同じような機能、役割を持った機関が同じようにそれぞれの地域にも全てあるかどうかということ、そこまでは増えていないという理解をお願いをしたいと思います。

なお、このよろずおせっかい相談所であったりとか、もしくは地域のサテライトであったりとか、先ほども担当係長が申しあげましたように、今後は重層的な相談支援体制というようなことを言っておりますので、その中では、市民の方にとってたくさん相談窓口があるのいいのか、もしくはもっと見えやすい形にして、ここに相談すればいいというような形を見せていくのいいのか。

また、それぞれの相談窓口があっても、しっかり裏では繋がっていますよということをアピールしていくべきなのか。その辺りについては、現在相談を進めておりまして、できましたら、令和6年4月に向けてその相談体制を再構築していきたいと考えているところでございます。

#### [事務局]

地域包括ケアシステム推進会議についてご説明をさせていただきます。

この会議は、介護保険課の中で持っている会議でございます。

会議の中身としましては、例えば地域包括支援センターの方からそこで受けた相談でありますとか、また介護保険課のっております様々な会議の中で課題として挙がっているもの、これについて精査をいたします。

精査の内容はそれが例えば、個別の支援をし続けるものなのか、それとも地域課題として解決を進めていくものなのか、こういったことを精査しております。

今年度につきましては雪かき及び認知症について課題としてあがりました。

この雪かきにつきましては、7ページに書かせていただいておりますとおり、地域支援あい推進員の方へ投げかけをさせていただいて、今後地域の中でこのことについて地域課題として解決の方向で話し合いをしていただくということになっております。

もう1点の認知症につきましては、市がっておりますオレンジ会議でありますとか、認知症関係の会議のほうに投げ掛けをさせていただいて、そちらの方でまた地域課題として検討していくということにしております。

[田中会長]

ありがとうございます。

[事務局]

先ほど市民にとってわかりやすい相談窓口というお話をしました。

それをなんとか令和6年の4月、組織が市の組織としてももう1回見直しをするタイミングに合わせて、整理をしていきたいと考えているというお話をしました。

その中で計画書本編お持ちの場合は41ページ、後ほどそのページをコピーかもしくは計画書本編を持ってきますので、また確認いただきたいと思います。ここには個別の相談支援の流れを図式化したものがポンチ絵として、そこに置いているところでございます。

先ほども申しあげましたが、今、丹波市の相談窓口の体制としては、いろんな相談窓口がたくさんありますよ、どこに相談していただいても、ちゃんと最後はここに帰って相談を受ける体制はありますよ、繋がっていますよということをやっとこういう形でお示しをしてきたというのが、この話ですが、やはりご高齢の方、障がいをお持ちの方、生活に困窮されている方、生活保護に関する相談色々あるのですが、そしたら、福祉まるごと相談にまずは連絡したらいいのか、もしくは地域のどこでもいいから、連絡し相談してもらったら、ちゃんと繋がってきますよというのですが、市民にとってはこれがものすごくわかりにくいというような意見を、市民のアンケートとか、そういうものでは出ているという状況がございます。

市としては、窓口がたくさんあっても、ちゃんと繋がっていますよということをお示ししたいということで、地域福祉計画策定当初はそういう思いで整備をしてきたつもりですが、実際にはその思いはなかなか市民の皆さんには届いてないのが現状なのかなと思っています。

ですので、いわゆる市民にとって分かりやすい相談の窓口というのは、どういう形が一番いいのかというところを、私ども模索しているところでございます。他市町の例がそのまま丹波市に一番合うかと言ったら、それはまた違うと思っています。

丹波市に合った相談の窓口を目指す上で、皆さんからもしご意見が頂戴できるのであれば、私はこういうような形であれば、市民にとって分かりやすいよというような、相談の窓口のあり方みたいなことでご意見をいただければ、大変ありがたいと思います。

[田中会長]

まず委員①から質問があったよろずおせっかい相談所の数という話も出たのですけれども、数値は控えてはおられません。指標にはないというのは、おそらく全体的な数というのも、福祉まるごと相談があって、よろずおせっかい相談所があってということになってくると、どの数があって、どういう相談がどういうふうに上がってきたのか全体把握もする必要があるのかなという思いもありまして、よろずおせっかい相談所を設置した以上、今後のためにも、比較検討をしていく必要もあるのかなと思いますので、そこらあたりを資料として提示をお願いできたらと思いますのでよろしく願いいたします。

[事務局]

よろずおせっかい相談所の分でもよろしいでしょうか。

地域のサテライトの分も含んでですか。

書類を今から取ってきますので、後ほどご報告申しあげたいと思います。

[田中会長]

わかりました。

よろずおせっかい相談所の窓口のあり方についてを中心に、その他でも結構ですがご意見がありましたらお願いいたします。

[委員②]

よろずおせっかい相談所の説明が当局の方からありました。

設置数については、総合計画の後期計画で今25ありますがそれを最終年には50にしようという目標があるのですが、今意見が出ていたように、設置されている法人の窓口がしっかり役割をわかって設置されているのかが問題だと思います。

よろずおせっかい相談所の名前が最初に出た時は、こども園などの社会福祉法人は、児童福祉よろずおせっかい相談所、特養などは高齢者よろずおせっかい相談所という明確な位置付けがあったと思います。

うちの法人の資料の中に、よろずおせっかい相談所設置された時の資料には、そういう格好で残っています。

でも、地域福祉計画推進協議会委員になってから、ずっとよろずおせっかい相談所のことにに関して議論しましたが、当局からはそういう設置法人によって目的は違うという説明も全くなしに、1つの大きな相談所みたいな格好であるので、市民にとっては非常に分かりやすい。

こども園でいいますと、子どもの相談は当然あって然りですけれども、高齢者でありますとか地域福祉の相談なんかは普通ないのですね、誰が考えても行きませんよね。

だから、先ほど投げかけもありましたけれども、私はやはりよろずおせっかい相談所の目的、機能を生かした相談窓口という格好のほうが将来的には良いと思います。

[田中会長]

その他、これに関して意見ございませんでしょうか。

[委員③]

福祉まると相談の相談員の方は、長くされているのか2年ぐらいで交代されているのかをお聞きしたいと思います。

というのはこういう相談というのは、知識と経験がないと、うまく解決に向かうためのスキルが高まっていかないので、こういう相談所を設ける時には、定期的にずっと相談を受けている方がおられないとうまく機能しないと思います。

[事務局]

今ご質問がございました福祉まると相談の職員の話ですが、先ほど申し上げましたとおり、令和2年4月から設置しているのですが、相談員となる職員は、結果的に人事異動が今の時点ではかかっておらず、同じ職員がそのまま配置されております。

配置している専門職といたしましては、正規職員、非常勤職員などの別はございますが、基本的には社会福祉士が1名、そして保健師が1名、常勤の職員の専門職としてはこの2名体制となっております。ただ先ほどお話しあげた通り、権利擁護支援センターの設立とか、福祉総合相談窓口の在り方を検討する上では、この部署にもう少し社会福祉士の配置数が増えればなという担当課長の思いとしてはございますが、現状としては、専門職は2名、非常勤相談員が3名という形となっております。

非常勤も常勤も現時点では、異動なく令和2年以降も配置されております。

[委員③]

ありがとうございました。

[田中会長]

他にございますか。

[谷口副会長]

先ほどの事務局がどういう在り方がいいのだろうとおっしゃる通り、地域によって違うと思うのですが、どちらかという、委員②とほぼ同じような方向性です。

警察署のような、とにかくダイヤルすれば全部そこに行くっていうようになっていくのは、相当時間もかかりますし、もっと言えば、よろずおせっかいと言いながら、受けたところが障がい、子ども、高齢、どこでも全部対応できるかって言ったら、そんなスーパーマンは養成する方がまず無理と考えた方がいいと思います。

実際、障がいに関しても、総合支援法で施設が一元化しましたけども、身体知的精神どれも受けるかといえ、そんなことがあり得ないというか、知的は依然として、知的を中心に重点的に支援していく。そうあるべきだと私は思っています。

そう考えると、例えば相談に関しても、うちは高齢が強い、うちは子どもが強いという部分は残っていてもいいと思うのです。

その上で、周知以前の問題として、専門の機関が、子どもの相談だが子どものことだけでなく他の相談があるなとなった時に、繋いでいくという意識を持っていただくことを、まずはそこを重点的に。それからどこに来たとしても、必ず関係部署へ繋いでいますよ、というのが、相談体制の1番動きやすいやり方かなと思います。

よく今、地域生活の拠点整理っていうのも障がいによく言われているのですが、拠点型でやっているところで、ちゃんとやっているところ聞いたことないです。

豊中など福祉先進と言われているところが拠点整理のやり方で全部失敗しています。

そんなことできるはずないです。うまくいっているところというのは全部面的に持っています。

それは1つのところで全部ができなくても、面で繋いだ時にトータルで支援していくというような部分が1つかなと。

丹波市の現状をあんまり詳しく存じ上げないのですが、それぞれが強みを持っている、でも、最終的に繋いでいったところが必ずレスポンスしますよというところを中心にやっていけばいいのかな、スーパーマンを育てる必要はないではないかなと思います。

[事務局]

ご意見ありがとうございます。

委員②からも先ほど言われました機能別相談窓口、よろずおせっかい相談所というのは、よろずという文字が頭についてしまうと、なんでもいいというような感覚になってしまうというところが広く市民の方に伝わってしまっているところがあるのかな、というところはあります。設置当時は、確かに電球1つなかなか替えられない高齢者の1人暮らし、その辺りの話でもいいのですよ、なんでもいいのですよ、よろずですので、というお話をしていたという記憶がございます。

ただ、今の話から言うと、やはり地域福祉分野、そして高齢分野、障がい分野、そして子ども、児童の分野というような形で、機能を持たせて面で支援していくという考え方がうまくいくのではないかと、というような話をお聞きしました。

特に子育て支援、令和5年の4月からこども基本法が施行されます。地域で拠点を持つという考え方が、国としても出されています。

丹波市の場合ですと、引きこもり対策としても、できるだけ家庭と学校とか認定子ども園でない第3の居場所みたいなところを多分そういう考え方があると思います。

そういう考え方を国が打ち出してきているということもあると思うのです。それを考えると、拠点が良いのか、それぞれ役割を捉えて機能を持たせていくという意見もいただきましたので、そこについては、行政内部でも検討してみたいと思います。

[田中会長]

よろずおせっかい相談所のセンターとして、社協があるのですが、社協のご意見をお伺いします。

[社会福祉協議会地域福祉課長]

一法人として、よろずおせっかい相談所も機能しておりまして、地域福祉に関すること、生活困窮者からの相談が入ってくることがありまして、地域福祉については、先ほどからも話があるように、支えあい推進員と地域に繋いで話し合うようなところに持っていったらなと思っておりますし、生活困窮者の話になりますと、福祉まるごと相談と連携しながら取り組んでいきたい。複合的な問題であれば、障がい福祉課に繋いで連携しながら取り組んでいることもあります。

組織体制としましては、やはり職員が対応することなので、職員のスキルアップを図っていかねばならないと思っております。

1つの目安になるのが資格で、社会福祉士や社会福祉主事などの資格を取るよう勧めて学んでいくことで、それを職員同士で共有していくことなども大事だと思っておりまして、今現在、人材育成についても計画を立てて検討している最中ですので、それも踏まえて取り組んでいきたいと考えております。



[田中会長]

現状の相談の状態についてもお願いします。

[委員④]

基本的には現状では支所へ相談に行かれるというのが一番多いと思うのです。

支所長の判断で、包括なりに専門的な職員がおりますので、そちらで対応をしてもらうように繋ぐという、そういう立場を取っております。

やはり窓口としましては、地域で顔を知っていただいておりますので一番相談しやすいのかもしれないが、支所長へ相談するのが今は主になっております。

直接本所へ来られる方もあるのですけども、生活的な面の相談なので、今の児童福祉とか障がい、高齢者については、最初はやはり支所へ行かれるのが主だと思います。

[田中委員]

委員①、よろしいでしょうか。

[委員①]

ありがとうございました。頭の中が随分整理できたように思います。

先ほど市民にとってわかりやすい相談窓口って、どんなふうに考えていったらいいのだろうという部分を、市民活動、つまり、地域作りの中で出てきた状況をお話したいなと思います。

吉見地区では、5年ぐらい前から生活支援サービス推進会議という名で、大体2ヶ月に1回やっている中で、構成メンバーは自治会の福祉委員、民生児童委員、地域の事業所の方、推進員さんも入ってそこに社協の推進員さん、支所の方も入られて、自治協の委員も入ってという形で、今ある資源を中心に構成しています。

そういう中で、前回の会議の時に、自分たちが地域の中にある困り事を相談するには、どこが一番相談しやすいかというグループワークをしました。そうすると、構成メンバーの中から出てきたのが、自治会が一番言いやすいという意見が出てきます。でも、それは自治会をやって役員をやっている人に相談できるような体制、知縁関係がもうかなりできているところでの話です。

そうすると、自治会員、自治会役員になったら、そういった相談まで全部引き受けなければならないような自治会活動はできないというね、それも2年ごとに変わるの、新しくなったらいろんな役がついてきているのに、さらにそういったことまでするというのは、これしんどいのではないかな。

でも、地域の人にとっては、自動車に乗って本所まで行くとか、支所まで行くときに、たまたま吉見地区の場合は、地区内に支所もあり、社協の支所もありますから、そういう形ではかなり繋がりの中で処理しやすいということになりますけども、まるごとと言ったときに、具体的にどうやっていっていいかわからない、助けてと言えるような形の関係性がなかったら、なかなかそこにたどり着かない。

自治会であつたら、日頃顔を合わせているのでちょっとした変化を見やすい。

気づいた人は、もし相談するとしたら、やっぱり役員さんとかかなという話なのです。そういった部分で、先ほどの基盤づくりの中で専門職による伴走支援ではなくて、住民にそういう意識を持ってもらうような見守りというこれまでやってきた内容をどういう

形で変化させていくのかの見通しがなければ、41ページにある地域の相談窓口の中に自治会が入ってないですね。本当にわかりやすいとなると、知っている人になら話せるというところから、少し広げていただけたら嬉しいなと思います。一つ意見として足しておきたいと思います。

それから、取り組み方針や評価の部分のところでの修正をされた方がいいのではないかと考えた部分を一つ。

10ページのところにあります、自治協による支えあい推進体制の整備と活動の充実というところにおいて、今年度の目標が4年度ではできないままに、令和5年に25という目標達成はできるのか、達成見通しがあるのかどうか、ないならば、今修正されている方が、どう地域を進めていくかという時にいいのではないかと思います。

そのことが1点とあともう1点ですけども、7ページの庁内の課題として、複数の連携組織、ネットワークがあるが、構成メンバーが似通っているというのはメンバーだけの問題なのですか。こんなふうに出されたら、今、実際に頑張っている人たち、複数やっている人たちがどう思うのかなと思ったので、重層的支援体制事業をしようとした時に、庁内での取り組みの連携会議の取り組みの中から、何が課題問題であったのかをここに書いていただけたら、再編成というところに繋がるのかなと思ったので、具体的にお示しいただけたら嬉しいなと思います。

#### [事務局]

まず私の方から前提みたいなお話をさせていただきたいと思います。

皆さんの資料では、10ページの先ほどお話がありました、自治協議会による支えあい推進体制の整備と活動の充実というところでの目標としている指標の数値、令和5年度は25という、これがこのままでいいのかというところでございます。

この地域福祉計画は、5年を計画期間とした計画で3年目を迎えて大きな方向性の変化がなければ、その時点での修正を行って、体制少し変えていくというようなイメージを持っているものでございます。

ですので、先ほど申しあげました令和6年度には、少し見直ししなければならないところは出てくるのだろうなと思っておりますので、基本的には現時点の数値目標としては、今の通りの25という数字はこういった形でいかせていただきたいと思います。

ただし、見直しをかける令和6年、7年というタイミングでは、そこでは調整をしていかなければならないのかなと考えておりますので、後ほど事務局から、その見通しはどうかというところについては回答させます。

続いて2点目お話がございました、皆さんの資料の7ページの3番の課題のところです。

庁内には複数の庁内ネットワークがあるが構成メンバーが似通っているという話です。

これについては、実際課題として、確かにそれぞれの分野、例えば高齢者に関する虐待、もしくは児童に関する虐待、障がい者に対する虐待、今現時点では、これがそれぞれの分野ごとに対策というか、会議体があるというのが現状でございます。

そのメンバーは、確かに分野ごとの専門職としては、少しの異なりはあるかもしれませんが、やはり半数が被っているという状況がございます。

ですので、この辺りがここで言う課題として、構成メンバーが似通っている部分があるよというところで、委員①がおっしゃったように、今後としては、対象が違うけど持

っていく方向性は同じように考えていかなければならないという意味では、そのような協議体、会議体については、できるだけ統合していく考え方を今後は持てないかという思いが行政側としてはあるということで、ご理解いただきたいと思います。

[事務局]

先ほどお尋ねいただきました見通しについてです。

目標としては25としております。

この分につきましては、社協さんとも協議の方はずっとしておりまして、社協さんとは、この25を目指すということで頑張っているところでございます。ですので、目標としては、25としたいと思います。

ただ、前回の会議でもご意見いただきましたように、例えば、自治協にこだわらない設置の方法とか、数としては上がっておりませんが、設置の直前まで行っている団体もございます。

ですので、数としては動いてないようではあるのですけれども、中身につきましては、推進のほう頑張っているというところでございまして、随時地域に合わせた推進をしていただいておりますので、目標に向けてこれからも推進していきたいと考えております。

[田中会長]

ありがとうございました。

1番重点施策の評価指標というところ、資料4を通して協議していただきましたけれども、他にご意見ありますか。

[委員②]

委員①からあったように、ワークショップでの話し合いの中で相談するのは、どこが一番しやすいかというようなことで、自治会というのは顔が見えるので当然だと思います。

私の思いとしては、自治会がしないといけないことなのだけれども、その役職として位置づけてしまうと、ハードルが高いのだろうと感じています。

でも、やっぱりご近所の方ということになりますと、相談があったら聞いてあげるのは大半、でもそこで相談するだろうかと言った時には逆にしにくいな、というのが現状ではないかと思います。

これから進めていく方法の中で、地域包括システムが始まった時の専門家の意見ですけども、私も知らなかったのですけども、コモンズの互助、互助の中でも最小単位の互助でコモンズというのはどういうことか、先生の話を書いていたら、英語でコモンズという言葉があって、入会権というような意味があるのです。

隣近所を入会権という範囲でいうのですけども、コモンズの互助がしっかりと機能していくと、包括ケアシステムというのがもっと進んでいくのではないかと話されておりました。

住民の人も田舎になるほど、隣近所知らないということではないので、丹波市のような田舎であれば、十分に窓口という形じゃなくても、相談できる方向性には持っていけると思います。

期間は今からやるとすると時間はかかりますけども、住民の意識がちょっと変わることによって加速度的に進んでいく可能性もあると私は思っています。

[田中会長]

ありがとうございました。  
他にありませんか。

[委員⑤]

この機会にちょっと聞いておきたいのですが、これまで触れられている通りですが、コロナ関連の特例貸付の返済がいよいよ始まっていますから、そうした点では、貸付の時期にチェックしたのとは相当違う相談、問題が出てくるので、専門的な知識や能力を必要とする相談員が必要じゃないかというのは当然だと思うのです。

この際に 丹波市の件数と全体の貸付金額がどれくらいのものになったのかという特例貸付の実態を聞いておきたいなと思います。

それから、全国的にも、今出てきている問題の1つに外国人の問題があって、丹波市の場合も相当多くの案内とか相談は実際どうなっているのかこの機会に聞いておきたいことのひとつです。

堪能な職員さんがいてそんなに心配することしないかもわかりませんが、なかなか、言葉の問題も含めて難しい課題だと思いますので、外国人の皆さんの相談の実態はどうなっているかを聞いておきたいと思います。

[事務局]

コロナ貸付につきましては、県社協さんの方で発表されている貸付の決定一覧の資料から報告させていただきます。

丹波市におきましては、緊急小口資金という貸付金を借りられた方が、401件、金額にしまして、7,327万円の貸付金額です。

同じくコロナ貸付の中には、総合支援資金といった貸付金がございます、世帯にもよりますが、最大1人180万円借りられるもので、合計件数が646件、金額にしまして、3億5,072万円になります。

先ほどの緊急告知資金と総合支援資金2つを足しまして、合計で1,047件というのが、コロナの特例貸付の貸付件数でございます、金額は合計いたしますと、4億2,399万円が丹波市でのコロナ貸付の金額ということになります。

これは全ての総貸付件数ですが、この中で住民税非課税世帯の方で償還免除の手続きを取られた方については、免除されておる方もおられますので、全ての方が返済されるというわけではございませんが、今のところ聞いておりますのが、償還免除になった方というのは3割ぐらいです。

新聞等にも出されておりますが、全国的に3割か4割ぐらいの方が償還免除になっているという状況で、丹波市においてもそれに似ている形になっておりますが、残り6割、7割の方はこの1月から返済が始まっております。

そういった方に対しましては、昨年度から家計改善相談支援事業というのを委託により行っております。

こちらにつきましては、ファイナンシャルプランナーという専門の資格を持った方に來ていただいて、相談は広く市民の方、希望される方を対象にしておりますが、中でもこのコロナの貸付資金を受けられた方、お金に困窮されておられます方を対象にこういった相談会がありますので、そちらは受けられないですかといったことを斡旋したり、紹介したりしております。

また、職員も一緒に同席して、相談の話を聞かせていただいたりしておるような対応を取っております。

次に、外国人の相談につきましては、こちらも件数はそれほど多くはないのですが、人権啓発センターの中に国際交流協会というのがございまして、そちらの方とも連携させてもらいながら外国人のための相談会というのを年に1回開催しております。

そちらでは、こちらの相談員も行きまして、国際交流協会の方と一緒に相談に応じたりしておるわけなのですが、ここの今年度の実績相談件数を聞きますと、ほとんどなかったというようなことでしたが、普段はポケットークという自動翻訳機を昨年度たくさん買ひまして、それを各支所とか、外国人が来られるような市民課であったり税務課であったり、そういった窓口で貸与しまして、職員が窓口でその翻訳機を使って相談できるような対応を取っておるようなところでございます。

また、社協の方にもポケットーク自動翻訳機を貸与しておりまして、社協に行かれても対応できるような対応をしているところでございます。

#### [委員⑤]

外国人の就労は何人ぐらいですか。

#### [委員⑥]

外国人の就労状況ですが、外国人を雇った場合はハローワークに届け出が必要なのですが、丹波地域、丹波篠山市と丹波市で合わせて、去年10月現在で702名の方がいらっしゃって、1年前に比べると10パーセント以上増加しております。

伺ったのは大体半分近くはベトナムの方、次が中国の方、次はフィリピンの方が多いと聞いております。

#### [委員④]

コロナ関係の貸付の返済が2月から始まっているのですが、その相談員を県社協の方で、各市町の社協に1人配置するという計画が県から来ていまして、丹波市社協も1名専門的に相談に乗るといった窓口を設置しますので、その辺をこれからしっかりPRして、しっかり相談に乗っていくというような方向性は県から出ていますので報告でございます。

#### [委員⑦]

先ほど事務局から、どのような窓口の設け方をしたらみんな利用しやすいのだろうかというような話をいただいたかと思うのですが、ここで対策できることなのか分からないのですが、例えば、私どもが障がい福祉サービスを提供している利用者さんの場合、私たちのサービスを利用するためであっても、すごく濃く関わる地域であるために、障がいがあるということを隠したいということが、生活の中にずっとあって、電話も私

が名前や住んでいるところを言ったら断られるのではないかみたいな思いを持って電話かけておられる方、名前言わずに内容だけ聞いてほしいとかけてこられる方がいらっしゃるのですね。

それで、最初は名前聞かずに、お聞きしているうちに、うちはこんなことをしているので、ぜひというお話をして、ようやくお名前教えてくださいと言わなくても、個人情報教えてくださるってというようなパターンも少なくない。男性もですね。

よろずおせっかい相談所に相談に来られる方の年代層を考えた時に、このような特性で困っておられる方がいらっしゃる。

また、ヤングケアラーと言われる子どもたちが相談したいと思った時に、聞いてくれるおばちゃんいたかなと思って、どうしたらいいのかわからない。

まずその窓口へ行って話すってことが苦手な人もいます。

電話だったら話せるとか書いていたら伝えられるっていう人もいるということを見ると、窓口、対面で初めての人にとっていう以外のシチュエーションというのか、公式LINEアカウントがあるとか、メールで相談できるとか、電話でもそのよろずおせっかい相談所が悩みをとりあえず聞いてくれるとか、ちょっとその電話の先の人と繋がりができてから、来ますかと言われたら行きますと言える、そういう方もいらっしゃるのではないかと思います。今まで関わった方のケースで、お母様がお家にいないと不安になって暴れるっていう成人男性がいらっしゃったのです。その子が暴れると自分の身の危険を感じるので、家を留守にできない。いつ帰ってくるかわからない。その人も悩みがあるわけですけど、窓口には行けないですね。相談でできる窓口があっても行けないのです。家は開けられないので、っていうような方の悩みを、窓口で待っていますといくつか設置しても、きっと来られないだろうな。

それをおせっかい相談所に引っかけるとか、別の施策でそういう対応ができていないのかかわからないのですが、わからないということは、多分、相談が必要な人にも届いていないだろうなと思うので、何かアクセスしやすいLINEみたいなみんながスマホで相談できるような方法が市として1つ欲しいなと思います。

若い子たちも子どもも今LINEしますから、対面でなくてもアクセスできるっていうようなものがあると、より幅広い人から悩みを聞くっていうことができるのではないかなと思っていました。

#### [事務局]

ありがとうございます。

私も窓口の看板が大きければ大きいほどいいかなと思っていた頃もあるのですが、今国にしても県にしてもいろんな相談窓口を設置される場合は、今おっしゃったように、やっぱり顔が見えなくても名前がなくても、きっかけとして相談できる先っていうのはやはり必要なのだろうなと思います。

そういう意味では、国も県も公式のLINEとか、アバターで仮の相談者を作ってとかいうような仕方は確かにあると思いますので、やはり相談窓口のあり方は1つではないということは、ご意見をいただきましたので、ぜひそういうことも含めて考えていきたいと思っております。

[田中会長]

ありがとうございました。

そうしましたら、2番目の重点施策以外の評価に移らせていただきます。

ここに移る前に、1つは地域福祉計画の中に2つの計画があります。ページは73ページです。これは同時期に立てられたということで書かせていただいております。

それと、もう1つ丹波市社協の地域福祉計画がございます。この部分も、丹波市の地域福祉を推進するための計画というところに入っています。

1つは子供の貧困対策に関することということで、市の説明を受けた後に、最初に子ども食堂に関わっておられる委員⑧の方から思いや意見を聞かせていただけたらと思います。

2つ目ですけれども、地域福祉推進に関わるということ、これも同時に立てられたということで、評価については社協さんの評価ということになります。

この計画2つが車の両輪と言われているので、これからの地域福祉の推進を左右することにもなりますので、これからの協働、連携というところも社協に意見、それから市の考え方この辺の説明を求めたいと思います。まずは子どもの貧困対策に関するところの説明をお願いできますか。

[事務局]

会長が言われた通り、地域福祉計画の改訂に合わせて一体的にこの計画の中に盛り込んでいこうというのが、社協さんの推進計画とか子どもの貧困、権利擁護というようなどころがあるのですが、子どもの貧困対策につきましては、まず教育の支援、生活の支援、そして保護者に対する就労の支援、経済的な支援、他分野が連携する包括的な支援という5つの支援という体系を持っております。

本日資料としては間に合わなかったのですが、社会福祉課以外の担当課がほとんど子どもの貧困を担当しておりまして、現在それぞれの担当者に投げかけを行い、事業の取り組みに関する成果とか今後の方向性を確認している最中でございます。

そのため、大変申し訳ないのですが、本日は提示ができないということで、まずはご了解いただきたいことはそれが1点です。

もう1つご報告があります。子ども基本法がこの令和5年4月から施行されるという話を先程少し触れました。

その基本法の条文の中に市町村の子どもの計画を立てなさいよというような位置付けがございます。

それは丹波市で言うと、子ども・子育て支援事業計画という行政計画になるのですが、それに加えて子ども・若者、そして、子どもの貧困とそれぞれ法律があるのですが、それぞれ自治体がこの基本法に基づいて、子どもに対する計画というのを1つにまとめて、立てていきなさいよ、もしくは、それを一体的にしていきなさいよというような根本が、この子ども基本法の中に盛り込まれています。

それが、令和5年、6年の2ヶ年で子ども子育ての計画が改訂される形になります。

改訂というか根拠法が変わる分もございますので、新たに丹波市子ども計画みたいな名称になるかもしれませんけれども、そういう方向で今進みつつあります。

旧自立支援課の時に、この子どもの貧困計画を立てたのですが、これはやはり今回の法律に基づいて一体的にすべきというような、盛り込むというか、溶けこませるというような表現がいいかもしれませんが、そういう形を取っていきたいなと思っています。

今後は大きな子どもの大枠の中で、貧困という分野をそういう視点で計画に盛り込んでいくという考え方で、令和5年6年でしっかり整理をしてまいりたいと思います。

そのために、地域福祉計画とは少し離れてしまう可能性はあるのですが、そういう持ち方を考えているところでございます。

[田中会長]

ありがとうございます。

それではボランティアとして子ども食堂の運営に関わっておられる委員⑧の今の思いや意見がございましたらお願いします。

[委員⑧]

現在私たちの活動はお弁当を直接集まって食べるのではなく、お弁当を取りに来てもらったりお届けしたりっていう形で活動しています。

子どもさんだけではなくて、大変な人も対象にしています。

コロナ前は困っている人だけでなく、いろんな地域の人たちが集まってくれる場ということで、子ども食堂っていう名前ですが、いろんな人が来られる場として開いていました。

その中では子どもだけではなく、困っている人たちが来てくれるような場ならばいいな、ということで、その人たちに解放しても多分困っているって思っている人たちは来づらいと思うので、みんなが来られる場所に、この人たちも来てくれたらいいなっていうところで再開してきました。

今はお弁当の形なので、実際に私たちのお弁当を利用してくださっている方たちが、どれくらい困っているかっていうのは、取りに来られる方は特になかなか見えずにいますが、お弁当の販売をすれば、私たちの手に余るぐらいの申し込みを受けている現状でニーズはすごくある。

ただ誰でもどうぞということ、子どもさん連れの保護者と買い物に困っている方なら誰でもどうぞと言っていますので、その中に貧困で困っているという方たちがどれくらいいらっしゃるかは私たちもわからないし、本当にそういう困っている人たちに、私たちの情報がちゃんと届いているかなというのも、私たちはわからなくて、それは最初ここで話させてもらったかなと思うのですが、私たちの課題でもあります。

せっかくこうしていろんな分野の皆さんいらっしゃるところで話させてもらっているのに、実際に丹波市内に困っている方たちがどんな風にいらっしゃるのかなっていうのが、私たちも分かるならばそれも嬉しい。

むしろ、私たちよりも子ども園であったりとか小学校とか行政であったりとか、情報を持ってらっしゃる方はいらっしゃるのではないかなと感じているので、私たちは普段からそういう情報が分かれば、私たちの情報をお届けできるのにと考えているところでして、そういう情報がもらえたらなと思っています。



[田中会長]

ありがとうございます。

伴走型支援とかよろずおせっかい相談所のようなそれぞれのお付き合いの中、またはそういう場所でのお付き合いの中から情報をどれだけ得られるかというところで、相談の数だけでは図れないというのが現状かなと思います。

これからそういう努力をしていくのが大事なかなと思いますので、子どもの貧困についてのご意見ございましたら、ぜひこの場でなくても結構です。

また、委員⑧の方に情報寄せていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それではもう1つの課題なのですけれども、地域福祉推進計画は、地域福祉計画とは車の両輪ということで例えられるのですけれども、この連携が上手にいかないと地域福祉の推進もかなり速度も変わってくるということで、計画を通してどういう風に協力体制を取られているのか、行政さんの方から先に現状をお話していただいて、それから社協の方またお話をお願いします。

[事務局]

社協と両輪の関係というのは、地域福祉については当然の話でございます。

ただ、現状といたしまして、社協も含めて現場の部分と連携が取れているかというところ、担当課というよりは健康福祉部の3課全部で一緒に対応しているというのが現状でございます。

相手方の自治協であったりとか自治会であったりとかが市役所の担当課が単独では意味がないというところがございますので、やはり地域づくりの担当課と社協と、そして高齢の介護保険課、地域福祉を推進する社会福祉課であったりとか、いろんな分野の担当課が一緒になって、行政側としてもそれぞれの担当課がそれぞれの思いで動くということではなく、一体的に地域と関わる時には4つの関係機関が同じ思いで一緒になって、地域側とも向かい合いましょうというようなことは進めているところでございます。

大きな枠組みの中では、それぞれが今までばらばらだったところを1つにまとめて、地域との関わりを持つようにというのは、大きな心がけとして努めているところでございます。

[田中会長]

社協の方で、地域福祉計画の基本的な協議の合意ができて進められたのかということから、今後の連携強化、協同に関するところの思いなどをお話しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

[社会福祉協議会地域福祉課長]

地域福祉計画と社協の推進計画は両輪となっておりますので、進捗状況を確認しながら進めていくことが必要だという風に思っておりますし、連携もきちんと取っていくことは大事だと思っております。

社協の推進計画の方につきましては、単年度計画に落とし込みながら今現在進めているような状況でして、それとは別に市役所とは今年度も福祉懇談会などを通じて連携を図って、今後もそういったものを行いながら進捗状況などを確認しながら進めていけたらなと思っております。

評価していく方につきましては、こちらでも社協の推進計画は、本年度は評価することの会議は行うことはできてなかったのですが、来年度、そういった評価をできるような体制に持っていきまして、取り組みを判断していきたいなと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

[委員④]

皆さんにご理解いただいているように、行政と両輪のごとく動かないといけないということで努力はしておりますが、やはり社会福祉協議会というのはどういうところなのかという一丁目一番地がなかなか理解をしていただけないというような状況を、私だけかも知れませんが、就任させていただいてつくづく感じているわけなのです。

それから、こういう色々な計画を作っていくのも大事なのですが、やはり福祉の面につきましては、丹波市社会福祉協議会が色んなことをやっているという実際の中身を知っていただくことから進めていかないといけないのではないかなというように思いから、色々な面で先ほども出ていましたように、SNS等で活動から理解をいただいて色々な相談に来ていただくとか、また、こちらから地域に入ってお出合いをして進めていくとか、具体的なところから、取り組んでおるというところでございます。

推進計画につきましても、部会で相談をさせていただいているのですが、まだ理事会等で報告をできる状態ではないので、もう少し時間をいただきたいなと思っておりますので、今日は具体的な説明をできませんが、基本的な動きとしては、社会福祉協議会を市民の方に十分理解していただくということを、役職員一丸となって頑張っておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

[田中会長]

ありがとうございました。

この地域福祉推進に関しましては、社協と行政の連携が非常に大事ということで、これは直接、住民の互助共助のところにも関わってくることです。行政さんと社協さんとの今後の基本的なところのお話し合いをぜひよろしくお願いいたします。それでは、重点施策以外の評価について他にございますか。

[委員①]

21ページの重点施策の人づくりの部分の中の（２）住民による地域福祉活動の支援というところで、実施主体は社協さんと社会福祉課と介護保険課という形になっているのですが、地域で話し合いを持っている時に、どうしても個別になった時に、そのことから地域課題という風な形を持っていこうとすると、個人情報保護の部分で、やっぱり情報共有できない。

それぞれの専門でやってらっしゃる方々からは、そういった会議の場に出せないという風な部分でなかなかその相互理解が深められないというのが、もうここ2、3年ずっと続いてきています。

確かに個人情報保護の部分からはわかるんですけども、確かこの計画を作るときに、そういったことがリスクになってくるということで、丹波市版地域福祉活動における個人情報保護ガイドラインをやっぱり市として作らないと、ということでこれが載ったと思います。

ところが、その横の令和3年、4年のところを見ると、全くの空白でどういう進捗状況と内容になっているのかというのが、コロナ関係いろんなことが色々出てきましたし、指標の部分も大きく課題が出てきましたから、できてないのかどうなのかっていうあたりをできたら、策定に向かっての計画を進めてほしいという要望をお願いしたいなと思っています。これの返答はいりません。

[田中委員]

よろしいでしょうか。ということで、よろしくお願いいたします。

他にご意見ございませんか。

では、その他の次回の日程のところをお願いします。

[事務局]

次回の日程とさせていただいておりますが、令和4年度につきましては、今回の会議で終了ということになります。次の会議につきましては、令和5年度ということで、今年度と同じような形で、年間2回の会議の計画を今のところさせていただいているという状況で、令和4年度同様に、9月ぐらいに実施をできればと考えているところです。以上です。

[田中会長]

たくさんの議論していただきまして本当にありがとうございました。

重要なテーマばかりなのですけれども、それを全部まとめていくというのはなかなかできませんので、重要な点は触れたと思います。また、この辺のところを評価のところに事務局で整理をいただきまして、皆さんにまた報告できるような形にさせていただきたいと思います。

本日はどうも本当にありがとうございました。

これをもって第2回丹波市地域福祉推進会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。